

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の11第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の11第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：再交付の申請が当該申請に係る運転経歴証明書を交付した石川県公安委員会に対して行われた場合にあっては、当該申請の当日中（各警察署交通課、各分庁舎免許係において申請が行われた場合については14日（行政庁の休日は含まない。））
申 請 先：石川県警察本部運転免許課免許係、警察署交通課、分庁舎免許係
問 い 合 わ せ 先：石川県警察本部運転免許課免許係（電話076-238-5901内線316）
備 考：